

懲戒に関する規定 第11条3) についての処分の関する内規

懲戒に関する規定 第11条3) について以下のとおりとする。

2024年4月1日

事 例			訓戒	譴責	謹慎	停学	退学
(1)	犯 薬 罪 物	大麻、麻薬、あへん、覚せい剤、その他心身に悪影響を及ぼす薬物の所持、使用、売買又は仲介等			○	○	○
(2)	ス ト ー カ ー 犯 罪	ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」）第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の悪質な行為		○	○	○	○
(3)		その他ストーカー犯罪（法第3条に規定する行為）	○	○	○	○	
(4)	わ い せ つ の 行 為	痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮（隠し撮り）等及びセクシャル・ハラスメント	○	○	○	○	○
(5)	ネ ッ ト ワ ー ク の 不 正 な 使 用	悪質な不正使用（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）		○	○	○	○
(6)		その他の不正使用（著作権、知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	○	○	○	○	
(7)	犯 凶 罪 悪	殺人、強盗、強制性交、放火等					○
(8)	学内で知り得た個人情報又は機密情報を第三者に漏洩する行為		○	○	○	○	○
(9)	刑事事件において起訴された場合（略式起訴、在宅起訴含む）			○	○	○	○
(10)	その他		○	○	○	○	○